

2004(平成16)年9月13日

法務省民事局参事官室 御中

大阪弁護士会

会長 宮崎 誠

民法現代語化案に対する意見書

平成16年8月4日(水)貴局は、民法第1編(総則)・第2編(物権)・第3編(債権)について、片仮名・文語体の表記を平仮名・口語体とし、現代では用いられていない用語を他の適当なものに置き換えることにより、国民一般に分かりやすいものに改めることを内容とする民法の一部改正を検討していることを公表し、9月3日を期限として意見募集された。

口語化とはいえ、国民生活を規律する基本法ともいるべき民法について、しかも、その全条文を対象しながら、わずか1か月間という短期間に限定して意見を求めることが自体、拙速で非常に問題があるといわざるをえない。初めにその点を指摘しておきたい。

大阪弁護士会としては、かかる限定された状況下での検討のため、十分に議論と検討を尽くして取り纏められた意見とまでいふことはできないが、今後、意見を反映する機会があたえられない状況下において、公表された民法現代語化に対する疑問を提起する機会を失することはできないと考え貴局にこの意見書を提出することにしたものである。

当会の意見が今回の改正作業の参考になるものと確信しております、パブリックコメントの期限である9月3日を過ぎているが、その取り扱いには格別のご配慮をお願いする。

なお、上記状況に鑑み、最終的な改正作業までに本改正につき広く意見を徴する機会を設けられることを切に望むものである。

敬具

記

1 意見書の記載方法について

今回当会が作成した意見書は下記の全体としての意見と別紙の各条に対する意見で構成されている。各条に対する意見については異議のある場合及び改正案のままでよいが特にコメントを付したほうがよいのではないかと思われる条項のみ記載している。

2 全体に対して

「～箇月」と記載されていることについて、口語的には「～か月」と記載するのがよいのではなかろうか。

3 各条項に対する意見

別紙参照

民法現代語化案に対する意見書(大阪弁護士会)

条項	民事局公表案	本意見書変更案	本意見書補足説明等
第1条 1項	適合するものでなければならない。	適合するものとする	他の旧条文のように「要ス」との表現はない。とすると、「なければならない」とまで表記するのは、強すぎるとと思われる。
2項	権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。	権利及び義務は、信義に従い誠実に履行し、実に行わなければならない。	「行使」「履行」を「行わなければならない」で受けるのは、「行為が重なるのではないか。また、3項(同項は、「してはならない」と表現している)との整合性を考えても、重なるのは疑問である。すると、2項、3項いずれも、生語を整理しなおしてはどうか。
3項	権利の濫用は、してはならない 年齢二十歳	権利は、濫用してはならない 満二十歳	「満」は口語化していると思われる。
第4条 第6条 1項	許された	許可された	2項で「許可」の取り消し、制限に触れるのであれば、1項も「許可」の方がわかりやすいのではないか。
第22条	各人の生活の本拠をその者の住所とする	各人の生活の本拠をもってその住所とする。	
第23条	住所が知れない場合	住所を知ることができない場合	
第30条 2項	生死が、それぞれ、戦争が終わった後	生死が、戦争が終わった後	
第32条 2項	その財産を返還する義務を負う	その財産を返還すれば足る	
第33条	成立しない	成立することができない	
第36条	法人であることは認められないものとする	法人であることを認めない	
第39条	財団法人を設立しようとする者	設立者	未だ設立されていないので、「設立しようとする者」と表記する趣旨は理解できるが、かかる場合も含めて「設立者」とする表現が日常使用されているのではないか。
第40条	財団法人を設立しようとする者	設立者	
第51条 1項	毎年1月から3月までの間に	毎年初めの3か月内に	
第52条 2項	過半数で	過半数をもって	
第56条	選任しなければならない	選任するものとする	旧条文は「選任ス」としか規定していない。
第61条	定款で別段の定めをすることを妨げない	定数は定款をもって増減することができる	
第62条	総会の招集の通知は	総会の招集は	「通知」という表現は旧条文にはない。
第65条 3項	前条ただし書の規定は、前2項の場合については準用する	前二項の規定は、定款に別段の定めがあるときは、適用しない	
第72条 2項	帰属すべき者	帰属権利者	
第84条の3	法人の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、50万円以下の過料に処する。	法人の理事、監事又は清算人が次の各号のいずれかに該当する場合には、50万円以下の過料に処せられる。	
第101条 1項			「その事実の有無は代理人につき之を定む」が「その事実の有無は代理人についてのその事実の有無によるものとする。」よりよい表現がないかと思うが、誤りでは無いと思われるでの公表案でよい。
第102条			従前の解釈通り問題なし。
第105条 2項			本文、但書きに分離してわかりやすくなっている。「ただし、その代理人が、復代理人が…」で、「その代理人」を本文主語の「委任による代理人」とした方が明確になるとも思ったが、本文で復代理人を選任したその代理人との趣旨、また後に「復代理人」が出てくることから「その代理人」は「委任による代理人」のことと理解できるので、公表案でよい。
第106条	この場合において、	ただし、	同条の趣旨は、「法定代理人は復代理人を常に選任することができるがその代わり選任監督について過失の有無を問わず全責任を負う、但しやむことを得ざる事由ある時は責任が軽減され任意代理の場合と同様になる」ことであり(四宮4版p236)、趣旨に添って逆接又は限定的表現にすべきではない。
第107条 2項			「権利義務を有す」を「権利を有し、義務を負う」とはそのとおりで、公表案でよい。
第108条			本人が予め許諾した場合には有効に成立するとの、判例・通説を取り入れたもの。逆に、解釈上認められている事後の追認を排除する趣旨かとの誤解も生じうると思われるが、解釈の問題と、解釈の中でもこれまで確立された判例・学説を明文に高めるという位置づけからすると、従前の解釈論を変更するような条文改正ではないと解されるので公表案でよい。妻新訂民法総則p343によると、予諾はドイツ民法181条は明言しているとのこと。
第109条			最判昭和41・4・22により、第三者が悪意または有過失の場合は本人は責任を負わないことを、但書きに取り入れ、その立証責任も、本人にあるとしており、問題なし。

民法現代語化案に対する意見書(大阪弁護士会)

第110条	「前条の規定」が最後でなく、最初に出てくる。109条の準用というと、但書きに主觀的要件が明文で追加されたことから主觀的要件も準用して110条の「正当の理由」との関係がどうなるのかとも思うが、110条独自の要件以外の109条の「その責任を負う」ことを準用すると理解もできるし、また、109条の主觀的要件は從来から解釈で加えられており実質的には変更無しと考えれば公表案でよい。	
第111条	現行条文の段階で、既に「破産」→「破産手続開始の決定」、「又は」→「若くは」との記載。結論的には公表案でよい。	
第116条	条文解釈の理解からすると、但書きは、「第三者の権利を害してはならない」かとも思うが、「害することを得ず。」の從来の条文の語句からすると、「害することができない。」の方が正確と思われ公表案でよい。136条2項も同様の問題。	
第121条	「償還」を「返還」。しかし196条は「償還」のまま。思うに、本条は不当利得法理の行為無能力者における特則と考え、不当利得703条の「返還」に合わせたものと理解すると、本条は「返還」として特に問題ないと思う。	
第122条	「初めから有効なものとみなす」を「以後、取り消すことができない」に変更。現行条文に忠実でない。しかしながら、『とともに、「取り消しうべき行為」は、取消権者が取り消す場合にだけ効力がないものとされ、取消がなされるまではその行為は効力のあるものとして取り扱い、取消権者が取消権を放棄し、または取消権が消滅すれば、その行為は効力を失わしめることがないものとして確定するもの。取消しうべき行為の追認は、取消権者が取消権を放棄して、その行為を取り消さないと決めることであって取消しうべき行為を確定的に有効にするもの。「初めより有効なりしものとみなす。」との規定は、追認されるまでも有効であったことから、妥当な用語ではない。』(我妻p393,398,400)ことからすると、公表案が、從来の規定の誤解を招く不備をただるものとして適切。	
第129条	又はそのために担保を供することができる	またはこれについて担保を供することができる
第136条 2項	同条但書きは、116条但書きと同様の問題。結論的には公表案でよい。	
第137条 1号	現行条文の段階で、既に「破産」→「破産手続開始の決定」、「又は」→「若くは」との記載。結論的には公表案でよい。	
2号	「毀滅」を「滅失させ、損傷させ」としている。そもそも「毀滅」という語句は国語辞典、漢和辞典にも載っておらず、我妻等の基本書でも意味内容が「滅失、損傷」とは記載されておらず、変更せずに維持すべきとも思える。しかし、同条文の解釈上、『毀滅』は、「毀損」+「滅失」と理解されるところ、「毀損」とは「きずつけこわす」、「損傷」とは「こわす。きずつける」であり(漢和辞典・小学館、190条参照)、そうすると、『毀滅』=「損傷」+「滅失」と理解できる。そうであれば、公表案でよい。	
第151条	末尾に、「任意出頭の場合に、和解が調わない時も同様とする。」を加える。	民事調停法第19条は、調停不成立後2週間に内に訴え提起したときは調停申立時にその訴えの提起があったものとみなすとあり、時効中断もこの方法と理解していたが、そもそも最高裁平成5・3・26により、公表案の通りの判決がなされていた。一方、後段の「任意出頭の場合」が除外された記載となっている。旧民訴においても(旧354条)「本条が規定しているような手続きはほとんどおこなわれていない」(注釈民事訴訟法・斐閑新書p489)にもかかわらず、民訴273条になお存在する条文であり、条文の意味内容の変改はせず表記を置き換えるという今回の現代化の趣旨からすると、なお残すべきではないかと思う。

民法現代語化案に対する意見書(大阪弁護士会)

第152条	債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、	債権者がその申立又は届出を取り下げ、又は、現行条文の段階で、既に「再生手続参加又は更生手続参加」を加え、「債権者が之を取消しを「債権者がその申立又は届出を取下げ」との記載。現行条文の通りとすると、参加に対して申立、届出など通り記載があることから、表記を置き換えるという今回の現代化の趣旨からは、現行条文に忠実にすべき。
第153条	調停の申立、破産手続参加	調停の申立て、任意出頭、破産手続参加 現行条文の段階で、既に「再生手続参加又は更生手続参加」を加えられている。151条改正に基づく改正であるから、151条と同様に手直しがべきであり、任意出頭を加える。
第156条		「能力」を「行為能力」とし、従前の解釈通り問題ない。
第158条	1項	「6ヶ月内に時効完成せず」が「6ヶ月を経過するまでは時効完成せず」となっており、わかりやすく問題ない。以下の条文も同様。
	2項	現行159条。現行159条の2を160条とするための調整と思われるが、特に問題ないと思う。
第160条		従来の解釈の通り、相続財産「に関する権利」とし問題ない。「相続財産」の定義について、改正法884条第2項を引用しているが、この点も特に問題ないと思う。
第162条	2項	「不動産」を「物」として、通説のとおり、1項同様動産を含めることを明示(法務省解説参照)しており、公表案でよい。
第164条		「占有者(占有をする者をいざ。以下同じ)」と説明がある。全体の条文からの説明の必要性は不明であるが、わかりやすいので公表案でよい。
第168条	2項	「求むる」を「交付を求める」。証拠として承認書を求めるとは、交付を求めること具体的に記載しており、問題ないと思う。
第170条	本文	現行条文2号の但書きを移動しているが、問題ない。
	1号	現代語化しているが問題ない。
	2号	現代語化して、「技師」を設計、「棟梁」を施工、監理、「請負人」を施工か。現在でも、公表案の如く条文解釈しているのでよい。
第173条	1号	「代価に係る債権」としているが問題ない。
	2号	注文を受けて物を制作し、又は自己の仕事場で他人のために仕事をし、又はで他人のために仕事をすることを業とする者の注文を受けて物を制作することを業とする者の 法務省案は、「居職人」、「製造人」の定義(四宮p310)の位置関係が、現行条文と逆となつておらず、と特に順番を変える必要性はうかがえないでの、現行条文の順番の通りとした。
	3号	「止宿」は「寄宿」とし、現代語化すると公表案のとおりと思われる。
第174条	2号	「労力者」=雇用関係に立たないで肉体的労力を提供する者(四宮p311)で、現代語化すると公表案の通りと思われる。
	4号	「木戸銭」=芝居、見せ物など、興行の入場料(小学館国語辞典)であり、公表案でよい。
	5号	「動産の積料」とは、「動産賃貸借の積料債権」のこと(四宮p311)であり、公表案でよい。
第190条	1項	「毀損」を「損傷」とする。「名譽毀損」との法律用語もあり、維持すべきとも思ったが、漢和辞典(小学館)では「毀損」=「きずつけこわす」、「損傷」=「こわす。きずつける。やぶれ、いたむこと。」と同義ないし損傷の方が意味が広い。そうすると、現代語化の趣旨から公表案でもよい。同趣旨の検討は、137条2号の「毀滅」
	2項	「強暴」を「暴行若しくは強迫」。基本書レベルでは解釈の記載はなく、「強暴」とは漢和辞典では「力強く乱暴」との意味。注釈レベル、立法の経緯からすると公表案の趣旨なのか。法律用語として意味が不確定な「強暴」は、今回の現代化では変更する必要があると考える。「強迫」を加えることで現行条文を超えないか、とも思えるが、これまでの解釈感覚からすると公表案でも良いと思う。「隠秘」は「隠匿」で良いと思う。

民法現代語化案に対する意見書(大阪弁護士会)

第191条			「回復者に対し」を先に持ってきて整理。「回復者」を「(占有物を回復しようとする者又は回復した者)」と定義しており、問題ない。
第192条			明文になかった「取引行為」を明示。妻にも「取引行為」(ニ所有権または質権の取得を目的とする行為)といふ語句で要件にしており(我妻物権p217)、公表案でよい。
第194条			(イ)の表題がないが、193条(盗品又は遺失物の回復)と同じだから不要の扱いと思われ、問題ない。
第196条 1項			121条では従来の「償還」を「返還」に代えたが、本条には「償還」維持。「費用償還請求権」は、質貸借等でも使用され既に講学上の語句となっているからか、特に問題はないと思う。「回復者」を本条では「(占有を回復しようとする者)」と回復した者を除いている。2項但書きから、本条は原則として占有者に留置権が成立する場合の規定明示したものか。回復した者の場合は、一般的の不当利得法理で処理か。
第202条 1項 本件の訴え		本権の訴え	単なる誤記と思われる。
第209条 1項 賠償金		償金	検討要。『償金』と『賠償金』の持つ意味が少し異なる。「損害賠償」は違法行為について用いられるのに対し、「償金」は違法行為による補償という意味がある。「賠償金」が「償金」と同義で使用されているが、「賠償金」では違法行為に用いられる印象を受ける。
第210条 1項 他の土地に囲まれて公道に通じない土地			公表案でOK。現行法は「或土地他ノ土地ニ囲繞セラレテ公路ニ通セサルトキ」とある。囲繞という言葉が変わった。
第210条 2項 河川、水路			検討要。現行法は「河渠」とある。「渠」は堀割、溝を意味するが、水路に相当すると思われる(青線の水路以外も含まれる趣旨?)
第212条 賠償金		償金	209条と同じ
第213条 賠償金		償金	209条と同じ
第215条 天災その他避けることのできない事変			公表案でOK。注釈民法には「地震、洪水その他低地所有者の責めに帰すことのできない事由」とある。同義と思われる。
第216条 閉塞			公表案でOK。現行法は「阻塞」とある。同義と思われる。
第216条 障害の除去			公表案でOK。現行法は「疎通ヲ為サシメ」とある。同義と思われる。
第218条 隣地に注ぐ構造の			公表案でOK。現行法は「注瀉セシムヘキ」とある。同義と思われる。
第219条 1項 溝・堀			公表案でOK。現行法は「溝渠」とある。同義と思われる。
第219条 2項 水流が隣地と交わる地点			検討要。現行法は「下口ニ於イテ」とある。下流という意味であるが、今回の公表案では「上流」も含めるようになったのか?
第220条 公の水流			検討要。現行法は「公路、公流」とあるが、道路に水を流してもらつたら困るという意味で、公の水流になったのか?
第222条 1項 賠償金		償金	209条と同じ
第222条 3項 同条2項の但書を3項にした			公表案でOK。但書より別項を立てるべきであろう。
第223条 境界を標示する物(以下「境界標示物」という。)			公表案でOK。境界標示物という規定を設けたことで、次条以下の「界標」の意味を分かり易くした。
第225条 2項 板垣又は竹垣その他これらに類する材料のもの			公表案でOK。現行法は、「板垣」と「竹垣」に限定されており、時代遅れといわれていたものの手当をした。ブロック垣も可能になったか
第230条 2項			公表案でOK。分かりにくかった表現を、分かり易く説明している。
第232条 賠償金		償金	209条と同じ
第233条 1項 縁側(ベランダを含む)			公表案でOK。ベランダを含めて、時代に合うようにしたと思われる。
第235条 2項 窓又は縁側の最も近い点から、窓又は縁側の線に対して垂直に引いた線が境界線と交わる点までを測定して算出する		窓又は縁側の最も近い点から、境界線に対して垂直に引いた線が同点と交わる点までを測定して算出する	問題あり。「窓又は縁側の最も近い点から、境界線に対して垂直に引いた線が同点と交わる点までを測定して算出する」ことも考えられる。安藤一郎・実務法律叢書・新版・相隣関係・地役権217頁・dには、「1メートルの測定は、窓または縁側のもっとも近い点から隣地境界線に向かって直角に伸びた線の長さについて行う」とある。

民法現代語化案に対する意見書(大阪弁護士会)

第246条	1項 「加工者」という	公表案でOK。加工者という規定を設けたことで、次項の「加工者」の意味を分かり易くした。
第248条	賃借金	償金
第253条	2項 賃借金	償金
第265条	「地上権を有する者」をいう	公表案でOK。地上権者の説明を入れた。
第266条	2項 その性質に反しない限り	公表案でOK。266条2項の賃貸借規定の準用は、すべてが準用されるわけがないので、この文言を入れたと思われる。
第270条	「永小作権を有する者」をいう	公表案でOK。永小作権者の説明を入れた。
第271条	回復することのできない損害を生ずべき変更を	公表案でOK。現行法は「永久ノ損害ヲ生スベキ変更」とある。同義と思われる。
第273条	その性質に反しない限り	公表案でOK。273条の賃貸借規定の準用は、すべてが準用されるわけがないので、この文言を入れたと思われる。
第280条	「地役権を有する者」をいう	公表案でOK。地役権者の説明を入れた。
第281条	要役地(地役権者の土地であつて、他人の土地から便益を受けるものをいう)	公表案でOK。要役地の説明を入れた。
第283条	継続的に行使され、かつ、外形上認識し得るものに限り	検討要。「継続且表現ノモノニ限り」の記載をしたが、学説によつたのだろうか。判例は、通路の開設が要役地所有者によってなされたことを要するとしているが、学説は不要としている。
第285条	1項 承役地の説明を入れた	公表案でOK。
第285条	1項 生活用	公表案でOK。現行法の「家用」は、飲用、炊事、洗濯、掃除用、浴用等をいうとされている関係で、生活用で良いと思われる。
第286条	設定後の契約	公表案でOK。現行法は、「特別契約」とあるが、設定契約と設定後の契約の区別でよいと思われる。
第287条	所有権を放棄して地役権者に移転し	公表案でOK。現行法の「委棄シテ」は、改正案どおりに解釈されている。
第289条	要件	公表案でOK。現行法には「条件」とあるが、正しくは要件であろう。
第296条	留置権者、留置物の説明を入れた	公表案でOK。
第302条	質権の目的としたときは、	質権を設定したときは、
第309条	葬式の費用のうち相当な額	身分に応じて為したる葬式の費用、を相当な額とした点は妥当である。
第317条	旅館の宿泊の	旅館その他宿泊施設の宿泊の
第317条	宿泊客が負担すべき宿泊料、飲食料に関し	宿泊施設が多様化しているので、旅館に限らず広く包含できるようにすべきである。 旧条文の、旅客、その従者及び牛馬の宿泊料、と比較して、自動車の駐車場料金なども含められるように明確にすべきである。
第327条	1項 設計、施工又は監理を業とする者	現在のビルの工事の仕事内容で区別すればこのようになるかもしないが、旧条文での工匠、技師及び請負人という分類の仕方とは異なつており、旧条文での解釈とずれていなか疑惑がある。
第348条	転質をしたことによって生じた損失について は、不可抗力によるものであつても、	転質をしなければ生じなかつたであろう不可抗力による損失についても、
第383条	2号 (現に効力を有する登記事項のすべてを証明 したものに限る。)	(既に消滅した権利に関する登記事項は要しない。)
第398条の2	1項 特定の債務を担保するためのほか、	削除
第398条の2	8項 その債務者について相続が開始したときは、	債務者について相続が開始したときは、 わざわざ入れる必要はない。
第398条の9	2項 元本の確定前にその債務者について	元本の確定前に債務者について
第407条	2項 撤回	法的に正しい表現に改めたもので、問題ない。
第419条	2項と3項	項を二つにわけたもの OK
第429条	1項 不可分債権者(不可分債権を有する者をいう。 以下この条において同じ。)	カッコ内はわざわざ定義することもあるまい。
第429条	1項 分与される利益	分与されるべきであった利益
第432条	その連帯債務者(連帯債務を負担する者をい う。以下同じ。)	カッコ内はわざわざ定義することもあるまい。
第441条	各破産財団(破産法第2条第14項に規定する 破産財団をいう。以下同じ。)	カッコ内は、現行破産法にはない条項だが、改 正法の条項か?それと、わざわざ定義する必 要があるのか?
第446条	保証人(保証債務を負担する者をいう。以下同 じ。)は、主たる債務者(主たる債務を負担する 者をいう。以下同じ。)	カッコ内はわざわざ定義することもあるまい。
第449条	保証契約(債務の保証を目的とする契約をい う。以下同じ。)	カッコ内はわざわざ定義することもあるまい。

民法現代語化案に対する意見書(大阪弁護士会)

第459条	自己の財産をもって	きょうび出捐という語はポピュラーでないから変更はOK、財産をもってと言い換えるのは正確でないようにも思うが他に適当な語がなかったか?
第462条	置還	正しい語に訂正した。
第464条	不可分債務者(不可分債務を負担する者をいう。)	カッコ内はわざわざ定義することもあるまい。
第468条	債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときは…	債務者がその債務を消滅させるために、(ここに、読点をいれる)。その心は、「債務を消滅させるために」という語が払い渡しと負担の双方にかかるから。
第471条	債権者を指名する旨が記載され	この表現では「債権者を指名する」と記載されているかに誤解される。実際は債権者名が証書に記載されているのである。
第478条	債権の準占有者(自己のためにする意思をもつて…をいう。)	ここでは、定義することは相当である。
第479条	善意であり、かつ、過失がなかったとき	過失を加えたことは相当である。
第486条	弁済をした者は、弁済を受領した者に	受取証書は弁済と同時履行であろうから、改正案が過去形しているのは相当でない。原文どおりか、「弁済をする者は弁済を受領する者に」とするのが相当である。
第494条	弁済をすべき者(以下「弁済者」という。)	原文どおりで十分である。
第495条	供託物(供託された弁済の目的物をいう。以下同じ。)	カッコ内はわざわざ定義することもあるまい。
第514条	更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない。	現行法の「為スコトヲ得ス」の表現に則した方が適切と思われる。
第542条	特定の日時又は一定の期間内	現行法は「一定の日時又は一定の期間内」という表現で、定期行為を表現している。特定との表現に変更すべき理由が不明である。
第545条	1項 金銭を返還するときは、	現行条文の体裁に則した表現が適切と思われる。
第566条	買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。	現行法の目的達成不能の場合のみ解除できる趣旨を生かした表現とすべきと考える。また、民事局案では「この場合」というのが、直前の条文である「契約の解除をすることができる」場合を指すのか如き印象を与える日本語の続き具合となっている。
第583条	2項 相当の期限を許与することができる。	許与という表現は現代語化に適さないものと思われる。
第603条	一年以内	現行法は「一年内」。「以内」と「内」は意味が異なると思われるが、現行法の解釈においても「以内」の意味に解されているようなので、この際、趣旨を明確にしたという意味に理解できる(他の箇所でも多数出でくる)。
第617条	1項 解約の申入れの日から	現行法は「解約申入ノ後」。「申入れの日」とすると、その日を含めて起算することにならないか、という疑問もないではないが、民法の期間計算の原則(初日不算入)に従うことを否定する趣旨とも思われないので、このままでいいと考える。
第624条	1項 労働者(…。以下同じ。)	625条1項の「使用者」の定義では「以下この節において同じ。」という表記方法をとっていることとのバランス。但し、634条1項の「注文者」の定義では単に「以下同じ。」としており、このあたりはなにか使い分けルールがあるので知れないと。
第627条	1項 申入れの日から2週間	現行法は「解約申入ノ後2週間」だが、同義か?(上述)
第635条	建物その他の土地の工作物	現行法は「建物其他土地ノ工作物」。「の」を入れることによって例示であることをハッキリさせる意味と思われる所以、これでよいと思う
第637条	1項 1年内に	現行法は「1年内ニ」(上述)
第638条	2項 損傷	現行法は「毀損」
第644条	受任者は、委任の趣旨に従い、	受任者(委任の当事者のうち、相手方に対して法律行為をすることを承諾した者をいう。以下同じ。)… 定義規定は不要か(他の節では自明と思われるものでも定義規定をおいている)?
第645条	1項 委任者の請求があるときは、…	委任者(委任の当事者のうち、相手方に対して法律行為をすることを委託した者をいう。以下同じ。)… 同上。ただし、委任に関しては余りにも自明ゆえ不要との判断か?
第647条	引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を…	引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を… 額(ボリューム)の問題ではなく、動産としての金額を指すと思われる(表題に「金銭の消費」とある)。但し、現行法も「金額」としている。

民法現代語化案に対する意見書(大阪弁護士会)

第666条	2項	前項によつて準用する第591条第1項の規定にかかわらず、	現行法はほとんどの場合にこのような注釈的な規定は置いていないが、趣旨を明確にする意味では適切と思われる。
第672条	2項	解任をすることができる。	「を」は不要では？
第675条		各組合員に対して等しい割合で	現行法は「均一部分に付録」だが、改正案のはうがわかりやすいか。
第685条	1項	清算人がこれをする。	語感の問題。現行法は「之ヲ為す」
第697条	1項	(以下この章において「管理者」という。)…(以下「事務管理」という)…	この使い分けは意味がある？(「管理者」という語はあとの章でも出てくるためか。それなら理解できる。)
第703条		法律上の原因なく債務の存在しないことを知って	
第705条		法律上の原因がないのに債務が存在しないことを知って	
第707条	1項	証書を滅失させ若しくは損傷し、	「毀滅」とは、小学館1988国語大辞典(新装版)では、「物をこわし滅ぼすこと。または、こわし捨てる事。」つまり、「こわしたり、滅せたりすること」ではなく「こわして滅せること」と思われる。 最判S53. 11. 2は「民法七〇七条一項にいわゆる証書の毀滅とは、証書を必要に応じて自由に立証方法に供することができなくなつてゐる場合のこと」と解すべきであるから、証書を有形的に毀損ないし滅失させてその証拠力を失わせた場合に限らず、債権者において債務者又は弁済者に証書を返還してこれに対する支配を失い、これにより右証書を必要に応じて自由に立証方法に供することができなくなつてゐる場合も証書の毀滅にあたると解して妨げない。」としているが、これば「毀滅」の法解釈として、本来の意味より広げた意味に解釈した結果と思われる。この最高裁判例に従えば、改正案のように表記することも考えられるが、「損傷し」の法解釈としては、逆に「証書を必要に応じて自由に立証方法に供することができなくなつてゐる程度の損傷」と本来の意味より狭めた意味に解釈する必要があると思われる。いずれも一長一短がある。であれば、今回の現代語化の趣旨からして「毀滅」の本来の意味に近い「滅失」のみでいいのではないか。
第711条		他人の生命又は身体を侵害した者は、被害者の父母、配偶者又は子に対しては、その財産権を侵害されなかつた場合においても、これらの者が受けた精神的苦痛について損害の賠償をしなければならない。ただし、他人の身体を侵害した場合にあっては、被害者の父母、配偶者又は子が被害者の生命が侵害されたときと同等の精神的苦痛を受けたときに限る。	そもそも、本条は、①第709条及び第710条から当然に導き出されることのうち、(ア)「生命侵害被害者」の(イ)「父母、配偶者、子の固有慰謝料」についてのみを規定したる意味で特異な規定と評価できるところ、②民事局ご指摘の最判S39年以降の同旨最判の法理は、上記(ア)を「身体侵害」に拡大した場合についてのものであり、③他方、最判昭和49年12月17日の上記(イ)の範囲を拡大するものもある。④もちろん、精神的苦痛についての損害発生パターンは、言わば無数に存在する。 このような状況下において、民事局ご指摘の判例法理が固まつたものであるとしても、これを法律の規定とする必要があるのか、また、妥当なのか。他の同種の事例、立法例と比較して不均衡ではないのか。固まつた判例法理があるとしても、それはその固まつた判例法理及び解釈に委ねておけば良いのではないか。少なくとも、上記(ア)の面と(イ)の面の双方について保護の範囲を規定するのならともかく、上記(ア)についてのみ規定するのは、違和感がある。言わば各論的問題に踏み込みすぎた立法のよう気がする。
第717条	1項	損害を生じたときは、	現行法は「ヲ」であるが「が」でいいのではないか。「ヲ」を尊重するのなら、「を生じさせた」とすることでいいのではないか。
第719条	1項		「共同行為者(共同の不法行為をした者をいう。)ではなく、「共同行為者(共同の行為をした者をいう。)であることは、意味があるか?意味があるとすると、今後の法解釈論に影響を与えないのか。
第733条		前婚の解消	「前婚」、「解消」とともに定義がないが、適當な定義がしづらくなつても、理解可能ということ。
第745条	2項	不適齢者は、	前項の規定にかかわらず、不適齢者は、
第801条		外国にある日本人間	居住する では狭すぎるか?
第802条		左の場合	次に掲げる
第806条		回復した時から起算する。	時はときのほうがよのではないか。

民法現代語化案に対する意見書(大阪弁護士会)

第808条	1項 読みかえるものとする。	読みかえる。	
第814条	次の	次に掲げる	
第836条	定める	規定する	
第838条	掲げる (改正なし)	規定する	(註1) 843③、876の4、876の9の各条項の掲げるは、改正されていないが、規定する とすべきではないか?
第915条	1項 相続の承認又は放棄をしなければならない。	相続の承認(第九百二十条に規定する単純承認若しくは第九百二十三条に規定する限定承認をいふ。以下同じ。)又は相続の放棄(第三節の規定による相続の放棄をいふ。以下同じ。)をしなければならない。	①「相続の承認」についての定義規定がないようであるが、ここに定義するのはどうか(なお、第915条は第4章の中の規定であるから、定義規定は不要との考え方。)、「若しくは」は「又は」であるべきのかは良くわからない。 ②「相続の放棄」についても定義規定がないようであるが、ここに定義するのはどうか(なお、第915条は第4章の中の規定であるから、定義規定は不要との考え方。) ③なお、第13条1項6号において、「遺産の分割」について定義規定があるのに、「相続の承認」、「相続の放棄」について定義がないことに違和感がある。 ④ひるがえって考えると、「遺産の分割」(外には、「受遺者」等)についてまで、定義規定が必要なのか、とも思われる。今回、見出しあり付される。「遺産の分割」等について、特に定義規定があると、「日常用語とは異なる特殊な用語として使用されているのか」とかえって混乱するような気がする。
第922条	債務の弁済及び遺贈の履行をすべき	債務及び遺贈の弁済をすべき	「履行」と「弁済」はどこが違うのか。また、931条、949条では現行法のとおり「弁済」としていることとの関係が理解できない(典型的には、弁済、履行、給付はほぼ同義で、同じものを債務の消滅の觀点から捉えたものが弁済、債務の内容を実現する行為という觀点から見たものを履行、同実現する行為の内容を捉えたものが給付であると理解している。)。 遺贈は、判例によれば物権的効力を有し、(ア)996条ただし書の他人物の遺贈、(イ)不特定物の遺贈の場合に債権的効力に近いものになると思われるが、そのことが影響しているのか。また、(ウ)物権的効力が生じる前提においても移転登記等の必要があることが影響しているのか。 なお、931条におけるコメントご参照。 結論的には、遺贈の場合も「弁済」の用語が適當であるからというよりも、解釈に影響を与える可能性があるので、現行法の用語から変更しないという意味で「弁済」にしておくのが、無難ではないのかと考える。
第931条	受遺者に弁済を		922条では現行「被相続人の債務及び遺贈を弁済すべき」とあるのを「被相続人の債務及び遺贈の履行をすべき」と変更し、本条は「弁済」のままでされているのは、①遺贈の物権的効力説を前提とし、②ただ922条の場合は遺贈の物権的効力の例外的存在である(ア)996条ただし書の他人物の遺贈や(イ)不特定物の遺贈があるため、③また物権的効力が生じる場合においても移転登記手續等が必要であり、同手續を行うことは、弁済というより履行という用語に親しむものであることが影響しているのではないかと思われる。 ただ、もちろん、学説上は、債権的効力説もある。今回の改正に際して、922条と931条(及び949条)を改正案とおり改正するときは、債権的効力説を否定することにつながるとも思われるが、それでいいのか若干疑問がある。 限定承認や財産分離の際に、特定物の遺贈か、不特定物(種類物)の遺贈かによって、受遺者と相続債権者との優先順位に言わば180度差があることに違和感があり、限定承認の際には、931条の規定により、遺贈は債権的効力をもつに止まるとの解釈は、まったくありえないのか。特に、950条の相続人の債権者による財産分離(950条2項により931条を準用)を前提に考えるとき、債権的効力説も検討に値するような気もするが。
第932条			ただし書に主語がないが、学説上、争いがあるのでやむを得ないとの判断でか(そのとおりと考えるが、念のため確認の趣旨)。
第949条	受遺者に弁済を		922条、931条のコメント参照
第951条	相続人のあることが	相続人があることが	立法例では、たとえば「おそれのあること」と「おそれがあること」双方が使用されていると思われるが、「が」の方が良いように思う。

民法現代語化案に対する意見書(大阪弁護士会)

第958条 第958条の3	相続人のあることが 前条の場合において	相続人のあることが 前条に規定する場合において	951条のコメントに同じ。 第958条全体の趣旨を補足するものではなく、前条中の「…主張する者がないとき」を受けるものであるから、伝統的な用法によれば「前条に規定する場合において」であると思われる。
第997条	2項 前項の場合において	前項に規定する場合において	前項全体の趣旨を補足するものではなく、前項中の「…有効であるとき」を受けるものであるから、伝統的な用法によれば「前条に規定する場合において」であると思われる。
第998条	2項 前項の場合において	前項に規定する場合において	前項全体の趣旨を補足するものではなく、前項中の「不特定物を遺贈の目的とした場合において」を受けるものであるから、伝統的な用法によれば「前条に規定する場合において」であると思われる。なお、前項中の「追奪を受けたとき」を受けるものでないことは、その内容から明らかであるが、形式的にも明らかにする表記方法はないのか。
第1027条	この場合においてその期間内に履行がないときは、その負担付贈与にかかる遺言の取消しを家庭裁判所に請求することができる。	この場合においてその期間内に履行がないときは、相続人はその負担付贈与にかかる遺言の取消しを家庭裁判所に請求することができる。	取消請求権者の特定は必要ないのか。
第1028条 第1040条	2項 前号に掲げる場合以外の場合 2項 受贈者が贈与の目的について権利を設定した場合について準用する。	前項以外の場合には 受贈者が贈与の目的に権利を設定した場合に「について」が2回重なる。	「場合」が2回重なる。

以上